2006.5

## 【国内の PL 関連情報】

### 菓子に食品衛生法で認められない物質が混入し、自主回収

（2006年4月25日　毎日新聞）

菓子の原料の一部に食品衛生法で認められていない酸化防止剤が混入していたとして、大手菓子メーカーが、自社で製造したチョコレートなどの自主回収を行うと決定した。問題の酸化防止剤は、原材料として加工油脂メーカーから購入した油脂に含まれていた。

**ここがポイント**

今回の回収は、当初上記菓子メーカー１社の製品群に止まっていましたが、その後、同じ油脂メーカーから原料を調達していた複数の食品メーカーの製品にも問題の酸化防止剤が使用されていることが明らかになり、大規模な回収に拡大しました。問題となった油脂は輸入品であり、海外からの原材料調達がより活発化している食品業界において、日本国内で認められていない添加物が混入する事故は、最も注意すべきリスクの一つといえます。

なお、食品原材料を巡るトピックスとして、今月 29 日に、残留農薬などを規制する「ポジティブリスト制度」が施行されることが挙げられます。これまでの制度では、残留してはならない農薬を示す「ネガティブリスト制度」でしたが、今回の制度では、基準値がない農薬についても一律基準（0.01ppm）が適用されることになり、全ての農薬が規制対象となります。意図的な違法原材料の使用は論外としても、農薬散布時の飛散・還流により意図せずして農薬が残留することも十分に想定され、結果として市場からの回収を余儀なくされる可能性も否定できません。

食品の安全性を巡る企業の責任はますます厳格となりつつあることを踏まえ、食品を扱う企業としては、調達先を含めた混入予防体制や検査体制の強化、トレーサビリティの確保といった対策が求められているといえます。

### 消費者団体訴訟制度による適格団体認定を目指した準備が始まる

（2006年4月15日　ニッポン消費者新聞）

社団法人全国消費生活相談員協会が、「消費者団体訴訟制度」による適格団体としての認定を目指すべく、「消費者団体訴訟準備室」を設置したことが明らかになった。

同協会は、各地の消費生活センターの相談員で構成される団体であり、事業者に対する是正働きかけを積極的に図るべく現行の電話相談体制を強化・拡充するとともに、訴訟に要する費用を負担できるよう新たな基金を設立するなど、財政基盤を強化することも予定している。

**ここがポイント**

団体訴権は、国から「適格」と認定された消費者団体が、消費者に代わって原告となり、事業者を提訴できる新しい制度です。現在、国会に消費者契約法の改正法案が提出され、本制度に関する審議が進められていますが、本件にみられるように、団体訴権を巡る消費者団体の動きも具体化しつつあります。 団体訴権は、悪徳商法などの悪質な消費者契約行為の防止に主眼を置いたものであり、請求権としては差し止め請求のみで損害賠償請求は認めないなど、限定的なものとなりますが、消費者団体が団体訴権行使に向けて具体的な準備に入ったことにより、本制度が実効性を持って活用されるであろうことが予想されます。

PL分野においては、現状では団体訴権制度の発足による直接的な影響を受ける訳ではありませんが、同協会では「不当勧誘・不当約款の問題だけでなく、製品の安全性をめぐっての被害例にも積極的に対応したい」とコメントしており、同協会のPL分野における発言力が増す可能性も考えられるため、今後の運営が注視されます。

## 大型トラックの車輪脱落事故訴訟／制裁的慰謝料は認められず

**（2006年4月18日　朝日新聞、毎日新聞、読売新聞）**

2002 年に発生した大型トレーラーの車輪脱落による母子3人の死傷事故をめぐり、遺族が自動車メーカーと国に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁で判決が言い渡された。

原告である遺族は、損害賠償に加えて、「企業利益を追求するあまり、欠陥隠しを行うなど、危険を放置し続けた結果の事故」として制裁的慰謝料1億円を求めていた。これに対し裁判所は、メーカーに慰謝料など 550 万円の支払いを命じたものの、メーカーの隠蔽行為を見逃した国の過失は認めず、制裁的慰謝料についても認めなかった。

**ここがポイント**

本件は、米国における懲罰的損害賠償制度（Punitive Damage）と事実上同様の性質をもつ「制裁的慰謝料」の適用の可否が我が国で争われた事例として注目されていました。 原告側は、「被告企業による加害行為は悪質であり、十分な被害回復と再発防止が必要」として、この「制裁的慰謝料」の適用を求めていましたが、裁判所は「わが国の法制度と調和しない」

として退けたものです。

我が国においては、「加害者に対して制裁を科し，将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられており、制裁及び一般予防を目的とする懲罰賠償のような付加的な賠償金の支払いは、公の秩序に反するものであり、我が国の法理にはなじまない」とするのが通説・判例となっています。これに照らせば、今回の判決も結論としては妥当な内容であったといえますが、慰謝料に懲罰的ないし制裁的な性質を肯定した判例も存在し（京都地裁平成元年２月 27 日判決）、「請求額が著しく高額でなければ認められるべきである」とする学説もあります。

消費者の権利意識がますます高揚しつつある中、企業の責任を厳しく追及する動きも強まってきていますが、本事案もこうした状況を裏付ける一例であると捉えることができます。

## 【海外の PL 関連情報】

### 2005 年度の全米損害賠償評決額トップ 10 が公表される

米国の 2005 年度損害賠償評決額トップ 10 が法律事務所向け全米専門紙で公表された。

超高額評決（Super-sized verdicts）が減少し、昨年に比べてもトップ 10 の合計評決額は大幅にダウンしている。

《2005年度―民事訴訟全体における高額評決上位10事例》

| No | 分類 | 評決額 | 州 | 事例 | 被告 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 詐欺的行為 | $1.45 Bil | Florida | 投資に関するアドバイスにおいて詐欺的行為を行ったとして、投資先が倒産で損害を受けた投資家から、証券会社がその責任を問われた事例 | 証券会社 |
| 2 | 医療過誤 | $606 Mil | Texas | 医療過誤訴訟 | 医師 |
| 3 | Products Liability | $253 Mil | Texas | 鎮痛剤の副作用により心臓発作で死亡したとして、遺族が製薬会社に損害賠償を請求した事例 | 医薬品メーカー |
| 4 | 交通事故 | $164 Mil | Florida | 麻薬服用者が運転する自動車による交通事故で後遺障害を負った被害者が、道路の管理者や道路に設置されていたバリケードの製造会社に損害賠償を請求した事例 | バリケード製造会社等 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | Liquor Liability | $135 Mil | New Jersey | 酒酔い運転の車に追突され、後遺障害を負った被害者が、酒を販売した店および運転者に損害賠償を請求した事例 | 酒類販売店/運転者 |
| 6 | 営業妨害 | $90 Mil | Illinois | スポーツイベントを主催したプロモーターに対して、大手プロモーターが妨害工作を行った事例 | イベントプロモーター |
| 7 | 不正資産管理 | $65.5 Mil | Texas | 初期の認知症を患っている未亡人の遺産管理に関して、不適切なアドバイスを行った事例 | 弁護士事務所/銀行 |
| 8 | 施設不備による死亡 | $65 Mil | Florida | バス停の広告看板により子供が感電死した事例 | 施設管理者 |
| 9 | 不当解雇 | $63.8 Mil | California | プライベートジェットのパイロットが年齢を理由として不当に解雇されたとして損害賠償を請求した事例 | 航空会社 |
| 10 | **Products Liability** | $61.2 Mil | Florida | RV車の横転により搭乗者が死亡した事例 | 自動車メーカー |

**（出典：Lawyers Weekly USA）**

**＜参考：過去３ヶ年の主な比較＞**

| | | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 |
|---|---|---|---|---|
| トップ3評決額 | 1位 | $255 Million | $1.6 Billion | $1.45 Billion |
| | 2位 | $250 Million | $1 Billion | $606 Million |
| | 3位 | $164 Million | $776 Million | $253 Million |
| トップ 10 評決合計額 | | $1.3 Billion | $4.8 Billion | $2.9 Billion |

**ここがポイント**

今回の 2005 年度統計を概観すると、昨年に比べて全体的に評決額がダウンしていますが、トップ 10 の事案にみる最近の傾向について、以下のポイントが挙げられます。

①一般的に評決額が高額になりやすいと言われるフロリダ、テキサスの２州のみで７件がトップ 10 に入っています。トップ 10 に入る事案の地域的な偏りは明らかであり、地域特性を見極めた訴訟戦略が求められるといえます。

②２位と４位の２件は高額評決が出ているものの、”high-low agreement”（注）と呼ばれる訴訟当事者間の事前の約定により、それぞれ６億６百万ドルが５百万ドルへ、１億６千４百万ドルが１百万ドルに減額されています。これは原告側が、訴訟の長期化と、勝訴したとしても賠償金を受け取れない可能性を危惧して決断したものですが、結果としては被告有利に作用しており、注目すべき防御手法であるといえます。

③トップ10中の多くの事案でｅメールが決定的な証拠となり、評決に大きな影響を与えています。フォーマルな書状や資料等に比べて、ｅメールではより率直なやりとりが交わされるがちであり、これが証拠とした採用された場合、被告企業としてはより大きなダメージを受ける可能性があります。

懲罰的賠償（punitive damage）については州法でその上限を定めている州もあり、上記評決額がそのまま認定される訳ではない点には留意が必要ですが、依然として米国における訴訟リスクが他国よりも突出している状況には変わりなく、不法行為法制度改革の行方が今後も注目されます。

（注）High-low agreement
和解手法の一つで、原告・被告が評決内容に対して事前に以下のような条件を約定するもの。
原告・被告間で賠償額について、下限金額Ｘ、上限金額Ｙを定めて、合意し、
原告勝訴の評決が出され、賠償額がＹを超えた場合、被告はＹのみを支払う。
原告敗訴または賠償額がＸを下回った場合でも、被告はＸを支払う。
一般的には、多額の賠償金負担を回避したい被告側から提案がなされるが、原告側にとってみても、全面敗訴した場合に訴訟費用の回収等ができるメリットがあることから、この種の契約が結ばれるケースがある。

## 米国道路安全保険協会が自動車衝突テスト結果を発表

米国保険業界の非営利団体である道路安全保険協会（Insurance Institute for Highway Safety：IIHS）は、自動車衝突時における搭乗者の安全性に関する2006年モデル車のテストの結果を発表した。（同協会では、米国の安全規則に従い政府が行っている衝突テストより厳格な衝突テストを継続して行っていることで知られている。例えば、テストの一つであるオフセット正面衝突テストでは、40マイルのスピードで車両の前面を壁へ衝突させ、搭乗者の頭部・胸部・脚部等への障害を評価しており、米国の安全規則による衝突テスト条件である35マイルのスピードを上回る厳しい条件となっている。）

10年前の衝突テスト結果では、約半分のモデル車が4段階評価で最も悪いか悪い方から2番目の評価であったのに対し、今回発表されたテスト結果による評価では80%のモデルが最も良い評価を得ており、同協会では「10年間に及ぶテストの継続により自動車の衝突に対する安全性が向上した。」とコメントしている。

**ここがポイント**

米国では、保険業界団体の協会が、自動車衝突事故時の安全確保の観点から、独自の研究施設を使ったテストを行い公表することで、自動車業界に対する安全設計を促しています。米国においては、同協会の衝突テストの評価基準は事実上の業界基準となっており、同評価に基づき設計が改善されたり、自主的なリコールが行われることがあります。

他にも、家電製品やエスカレーターのように、国や州の定める法規制を上回る業界安全基準が存在するケースや、法規制のない分野であっても、安全性に関する独自の業界基準が存在することがあります。これらの業界基準の中には、IIHS によるテストのように一般に広く知られているものも少なくありません。

企業としては、こうした業界安全基準の存在に加え、自社製品の安全性に関する公知の科学・技術情報や、同業他社製品の安全性レベルに関する情報、関連するＰＬ訴訟事例などの存在にも十分に留意し、これらの情報を設計・開発の検討プロセスの中に取り込むことが大切です。特に新製品の開発に際しては、重要な情報の見落としや抜け漏れが発生しやすいので、現地の専門家を活用しつつ、事前に入念なリサーチを行っておくことが求められます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉